

2026 年 10 月 1 日

各 位

AFC グループ 採用活動におけるハラスメント防止の基本方針について

<採用活動基本方針>

AFC グループは、「採用活動におけるハラスメント防止に係る基本方針」を定め、求職者の皆様が安心して就職活動を行っていただけるよう各種ハラスメントの防止に努めてまいります。

就活ハラスメントとは、求職者に対するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメントにより、求職者の就職活動を阻害し、能力の発揮に重大な悪影響を生じさせる等、就職活動を行う上で看過できない程度の支障を生じさせることをいいます。

<当社の取り組み>

1. 本方針を社内外に明示し、採用活動に関与する全社員に周知します。
2. 求職者と接点を持つ社員に対する教育・研修を実施します。
3. 就活ハラスメント等に関する相談窓口を設置し、プライバシー保護にも配慮して、秘密を厳守します。
4. 相談があった場合は、事実関係を確認のうえ、迅速かつ適切に対応します。
人権への負の影響が判明した場合は、その是正・救済に取り組みます。
5. 相談・申告を理由とする不利益な取扱いを行いません。
6. 再発防止のため、必要な是正措置および制度の見直しを行います。

<具体的な取り組み>

求職者と社員が接点を持つ際には、ハラスメントが起こることがないように次のルールを定め、就職説明会、面接やインターンシップにかかわる社員に対して教育を実施しています。

- ・ 求職者とのやりとりは、会社メールおよび会社端末を使用し、SNS および私用端末でのやり取りは禁止とする。
- ・ 企業説明会、学校訪問、インターンシップ等、求職者と面会するときは、会社が指定する採用活動の範囲・手段・時間に限定し、原則として 1 対 1 で行うことを禁止する。
- ・ 飲食を伴う会食を実施する場合は、希望者のみが参加できるように配慮し、原則として 1 対 1 での会食は禁止とする。

<就活ハラスメントに関する相談窓口>

就職活動に際して当社社員によるハラスメント行為を受けたり、見聞したりしたとき、また、現実には生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合は、下記の相談窓口までご相談ください。

ご相談は匿名も可能です。但し、実名の記載がない場合、詳細な調査・報告ができない場合がありますのでご了承ください。

相談者のプライバシーを遵守し、個人情報は目的以外に利用しません。

また、通報・相談をしたことを理由とする不利益な取扱いも禁止しておりますので、相談窓口への通報・相談が当社の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

社外相談窓口

中島経営法律事務所

afc-saiyo-compliance@chic.ocn.ne.jp

社内相談窓口

空港施設株式会社 人事課

saiyo@afc.jp

以上